

## 第4章 これまでの取組と課題

### 第1節 「地域の宝物」を取り巻く現状

#### (1) 保存

##### ア「地域の宝物」を保護する仕組み

##### ① 文化財保護法関係法令

文化財保護の取組は、戦前には古器旧物保存方(明治4年(1871))、古社寺保存法(明治30年(1897))、国宝保存法(昭和4年(1929))、史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年(1919))、重要美術品ノ保存ニ関スル法律(昭和8年(1933))等を根拠に国の主導で行われた。これらにより、以下の文化財の保護の措置が取られた。

| 名称           | 指定年月日       | 指定区分の変遷(全て国指定又は国認定)                     |
|--------------|-------------|-----------------------------------------|
| 明王寺釈迦堂       | 明治40年(1907) | 特別保護建造物(古社寺保存法)→国宝(国宝保存法)→重要文化財(文化財保護法) |
| 木造伝池田八幡本地仏坐像 | 大正8年(1919)  | 国宝(古社寺保存法)→国宝(国宝保存法)→重要文化財(文化財保護法)      |
| 神懸山(寒霞溪)     | 大正12年(1923) | 名勝(史蹟名勝天然記念物保存法)→名勝(文化財保護法)             |
| 誓願寺のソテツ      | 大正13年(1924) | 天然記念物(史蹟名勝天然記念物保存法)→天然記念物(文化財保護法)       |
| 皇子神社社叢       | 昭和3年(1928)  | 天然記念物(史蹟名勝天然記念物保存法)→天然記念物(文化財保護法)       |
| 宝篋印塔         | 昭和18年(1943) | 重要美術品(重要美術品ノ保存ニ関スル法律)                   |

戦後には、戦前の関係法令が廃止され、昭和25年(1950)に文化財保護法(以下、「保護法」という。)により、現行の国指定文化財が制度化された。保護法制定後も時代の流れに応じて改正が行われ、新たな文化財が制度化され、保護が図られている。主な変遷は以下のとおりである。

| 改正年         | 内容                           | 関連する町内の動向       |
|-------------|------------------------------|-----------------|
| 昭和50年(1975) | 「伝統的建造物群保存地区」、「文化財の保存技術」の制度化 |                 |
| 平成8年(1996)  | 「文化財登録制度」の制度化(建造物に限定)        | 旧内海町を中心に醤油蔵等が登録 |
| 平成16年(2004) | 「文化的景観」の制度化、「民俗技術」の保護対象化     |                 |
| 平成30年(2018) | 「文化財保存活用地域計画」の制度化            |                 |
| 令和3年(2021)  | 「登録無形民俗文化財」の制度化              | 「讃岐の醤油醸造技術」の登録  |

香川県においては、昭和10年(1935)には香川県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程、昭和30年(1955)には香川県文化財保護条例が制定され、県指定文化財が制度化された。

小豆島町においては、内海町文化財保護条例(昭和44年(1969))、池田町文化財保護条例(昭和51年(1976))の制定により、町指定文化財と町文化財保護審議会が制度化され、町の現在の文化財保護制度の基礎が築かれた。平成18年(2006)には内海町と池田町の合併により、小豆島町文化財保護条例が制定された。町内に存する文化財の現在の指定・登録等の状況は、第2章に示した通りである。

##### ② 自然景観の保護

環境省の所管する国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。昭和6年(1931)に国立公園法(現在の「自然公園法」)で定められ、昭和9年(1934)に瀬戸内海(備讃瀬戸)、霧島、雲仙の3ヶ所が第1号として指定された。本町の一部は、瀬戸内海国立公園に含まれ、白浜(三都)、洞雲山(苗羽)、嶮岨山、東海岸等は第2種特別地域として、寒霞溪や周辺島嶼部は第

1 種特別地域として保護されている。中でも寒霞渓は、瀬戸内海の国立公園指定の契機となった景勝地で、瀬戸内海国立公園の象徴である。特別区域内では、景勝地の保護を目的として、工作物の設置や伐採、採取、捕獲、色彩の変更等の規制がある。

一方で、かつて風化した花崗岩により白砂青松の景観が広がっていたが、国土開発により、護岸が整備される等して、かつての風景は徐々に失われつつある。

また、貴重な樹林、地質地形、地域の景観を構成するシンボルツリー等を保護する取組について、香川県森林部の実施する「保存木」や「自然記念物」がある。本町では、花寿波島の海食地形（三都）のような地形や、社叢や境内のシンボルツリーのほか、オリーブ園のオリーブ等のような島の歴史を語る上で欠かせない「地域の宝物」も含まれている。その他に香川県環境森林部により、固有種や絶滅危惧種の保護を行うためのレッドデータブックも整備されており、島の大切な自然を保護する取組が行われている。



図 4-1 花寿波島（香川県自然記念物）

## イ「地域の宝物」把握の状況

### ① 文化財調査

本町においては、大正 9 年（1920）以降の「史蹟名勝天然記念物調査」（香川県）以降、文化財調査が行われている。主には、県が主となり、町が連携して実施したもので、ジャンルの偏りがあるものの、概ね全ての文化財類型をカバーしている。また、古墳や大坂城石垣石丁場等の個別文化財の調査（徳島文理大学、奈良文化財研究所等）や、民俗に関する調査（香川民俗学会・岡山民俗学会）がある。

町が主体的に行ったものは、内海町の「石碑・碑文調査」（昭和 62 年（1987））や「神社・祠調査」（平成 15 年（2003））のほか、合併後の「古文書等調査」（平成 25 年-令和元年（2013-19））、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に関連した「小豆島農村歌舞伎調査」（平成 29 年-令和元年（2017-19））、日本遺産に関連して土庄町と徳島文理大学、香川県等と共同で行っている「石丁場調査」（令和 3 年-（2021-））等がある。詳細は以下の表（図 4-2）及び参考資料で示している。

|    | 有形文化財 |      |      |      |       |    |     |       |     |      | 無形文化財 | 民俗文化財 |       |      |          |    |      | 記念物    |      |       |      |        | 伝統的建造物群 | 文化的景観 | その他  |    |    |    |    |     |    |    |    |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|-------|------|------|------|-------|----|-----|-------|-----|------|-------|-------|-------|------|----------|----|------|--------|------|-------|------|--------|---------|-------|------|----|----|----|----|-----|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|    | 建造物   |      |      |      | 美術工芸品 |    |     |       |     |      |       | 有形    |       |      | 無形       |    |      | 遺跡     | 名勝   | 天然記念物 |      | 民話・伝承地 |         |       | 地域活動 | 名物 | 風土 |    |    |     |    |    |    |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    | 民家    | 公共施設 | 産業施設 | 宗教施設 | 絵画    | 彫刻 | 工芸品 | 書跡・典籍 | 古文書 | 考古資料 |       | 歴史資料  | 演劇・音楽 | 工芸技術 | 生産・生業・交通 | 信仰 | 民俗芸能 | コレクション | 習俗慣習 | 民俗芸能  | 民俗技術 |        |         |       |      |    |    | 遺跡 | 城跡 | 景勝地 | 庭園 | 動物 | 植物 | 地質鉱物 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 先史 | —     | —    | —    | —    | ▲     | ▲  | ▲   | ▲     | —   | △    | —     | ▲     | ▲     | ▲    | ▲        | ▲  | ▲    | ●      | ●    | ▲     | △    | —      | ▲       | ▲     | ▲    | ▲  | ▲  | ▲  | ▲  | ▲   | ▲  |    |    |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 古代 | —     | —    | —    | —    |       |    |     |       | —   | △    | —     |       |       |      |          |    |      |        |      |       | —    | —      |         |       |      |    |    |    |    |     |    | —  | —  | —    | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 中世 | —     | —    | —    | ○    |       |    |     |       | ●   | △    | ○     |       |       |      |          |    |      |        |      |       | △    | △      |         |       |      |    |    |    |    |     |    | ○  | ▲  | ▲    | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | △ | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 近世 | ●     | ●    | ●    | ○    |       |    |     |       | ▲   | ×    | ○     |       |       |      |          |    |      |        |      |       | ▲    | ×      |         |       |      |    |    |    |    |     |    | ○  | ▲  | ▲    | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | △ | △ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 近代 | ●     | ●    | ●    | ○    |       |    |     |       | ▲   | ×    | ○     |       |       |      |          |    |      |        |      |       | ▲    | ×      |         |       |      |    |    |    |    |     |    | ○  | ▲  | ▲    | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | △ | △ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 現代 | △     | ●    | ○    | ○    |       |    |     | ▲     | —   | ○    |       |       |       |      |          |    |      |        |      |       | —    | —      |         |       |      |    |    |    |    |     |    |    |    |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

【凡例】 ●：全地区を対象として悉皆調査 ○：一部地区を対象に悉皆調査 —：対象なし・存否不明  
▲：全地区を対象として一部調査 △：一部地区を対象に一部調査 ×：調査なし

図 4-2 小豆島町の「地域の宝物」調査の状況

令和 2 年-4 年（2020-22）には、小豆島町文化財保存活用地域計画作成事業の実施にあたり、これまでの調査成果等の整理と、公民館や関係団体を対象に「地域の宝物」の収集を行い、未指定文化財や地域の魅力を集積した。

## ② 住民主体の調査

公民館活動の盛んな内海町では、公民館活動の中で地域の歴史や文化、自然等を見直し、それを生かした取組が行われている。特筆すべきは、地域が主体となり公民館ごとに郷土史が刊行され、豊かな「地域の宝物」を読み解くために欠かせない資料となっている。

一方で、池田町では、国指定文化財等が集中していることから、それらに関する地域の郷土史家が中心となって民話等をまとめる取組が主であり、行政や所有者が主体となっているものが多く、地域が主体的に「地域の宝物」を把握する取組は行われていない。

また、小豆島民俗研究会、小豆島の猪鹿垣を考える会、小豆島狛犬探究会、小豆島自然観察会、香川県文化財保護協会小豆支部等の愛好家らによる団体の活動もあり、それぞれの団体から活動成果が報告されている。これらにより、町内に多種多様な「地域の宝物」が分布していることが把握されている。



図 4-3 地域団体の作成した各郷土誌

## ウ 「地域の宝物」の保存整備

### ① 指定等文化財の保存整備

近年の本町内の指定等文化財の保存整備事業については、き損した有形（民俗）文化財の修理、有形文化財の保存・防災防犯設備整備、民俗文化財の保存調査や道具整備、史跡等の見学路整備、枝打ちや病害虫駆除等の天然記念物保護などが挙げられる。実施にあたっては、所有者や管理者との協議の上で、文化財の持つ本質的な価値を損なうことのないように指導を行い、内容に応じて経費の一部を助成している。国・県指定の文化財の場合は、国庫補助金、県費補助金等を活用して行い、所有者の経費負担を極力減じるよう配慮する。近年は、主に国や県の指定等文化財を中心として進められている。

近年、地域社会の変化から所有者が保存修理事業への財政負担に耐えられず、事業への着手を躊躇する事例が散見されるようになり、貴重な指定等文化財を後世へと確実に伝えていくことが困難となる恐れがあったため、令和 4 年（2022）に「小豆島町文化財補助金交付要綱」を改正し、国庫・県費の随伴補助を含めて、町が行う補助事業の補助率の上限を 50%から 75%に拡大した。また、無形民俗文化財の



図 4-4 西村高木明神神社社叢（町天記）

ウバメガシのナラ枯れ対策



継承にあたっては、文化財指定を受けるものに限り、保存会の実施する後継者育成事業にあたり年間40,000円を上限として、活動助成を行っている。

## ② 町有資料の収集

現在本町では、民俗資料（昔の生活生業用具等）、古文書、古写真、考古資料、絵画、彫刻等の資料を所有している。これらの多くは、平成18年（2006）に閉館した内海町立小豆島民俗資料館の旧蔵資料である。

これらは島の歴史文化を語る上で欠かせないもので、中には指定文化財（赤松家文書（町有形）、船図船大工道具（町有民）ほか）も含まれる。資料館の閉館後は、町有倉庫等で保管され、図書館の郷土資料室での展示に活用されるほか、一部は指定管理施設の二十四の瞳映画村でのジオラマ内の展示や小学校のふろさと学習での教材として利用されている。

資料館閉館後も、住民からの資料寄贈の相談は受け付けており、古民具や古文書、古写真、美術工芸品等を可能な限り収集している。特に近年は、空き家整理による管理の困難化や代替わりによる管理者喪失、廃棄による相談が多く、今後増加する可能性も高い。

また、民俗芸能や習俗慣習等の無形で消失の恐れがあるものや、災害等の過去の事象の体験談等について、映像や音声等のデジタル媒体によって保存を図る必要がある。



図 4-5 町立図書館の郷土資料室

## ③ 先人の顕彰活動

本町内では、関係団体が中心となって、壺井栄や平井兵左衛門等の地域の先人に対する顕彰活動が行われている。平井兵左衛門や田中河内介の顕彰活動では、年に1度、平井兵左衛門終焉の地（町史跡）及び平称霊神において供養祭が行われているほか、壺井栄の顕彰活動では、「壺井栄賞」と呼ばれる児童生徒の作文コンクールが行われ、地域文学の素養の向上を図る等、特徴的な顕彰活動が行われている。



図 4-6 壺井栄賞授賞式

### (2) 活用

「地域の宝物」の活用とは、その地域のアイデンティティを自覚し、誇りをもって地域を発信するものであり、地域の振興に大いに資するものである。

本町においては、「小豆島町第2期総合戦略」（令和2年-6年（2020-24））やその他の関係計画において、「地域の宝物」の保存・活用に関する記載があり、さまざまな方面で「地域の宝物」を活用しながら、地域振興を中核として産業、観光、農林水産等の振興を行っている。

## ア 文化財保護や普及啓発の取組

本町では、町広報誌での「小豆島町の文化財」の連載や関連したミニ企画展を継続して行い、住民の理解促進に努めているほか、町ホームページ整備に伴うコンテンツの充実化（令和元年（2019））、説明看板の集中改修（平成26年～令和2年（2014-20））、『小豆島町の文化財』（平成23年（2011））等の刊行事業、土庄町と共催の古文書講座（平成18年（2006）-）等の普及啓発を行ってきた。

また、昭和44年（1969）に文化財の調査・研究を通じ文化財の尊重、保護とその活用に関する意識を高揚することを目的として、内海町文化財保護協会が設立され、文化財愛護に努めた。2町合併後も小豆島町文化財保護協会として活動を継続したが、活動の減少や後継者不足により、令和元年（2019）に同一の目的を持つ香川県文化財保護協会小豆支部と合流し解散した。



図 4-7 ミニ企画展

## イ 産業の振興

本町には、木桶仕込の醤油醸造や素麺産業、採石業等の江戸時代以来の伝統的な産業や、近代以降のオリーブ、すもも、いちご等のさまざまな食品産業、電照菊等の花き栽培がある。これらの産業は、海上交通との関わりが深く、戦後の陸上交通網の発達により苦境に立たされており、また戦後の食生活や嗜好の変化、食事の洋食化、また近年の物価や原油高の高騰等により出荷額等が伸び悩んでいる。

これらの地場産品の魅力増進のため、伝統的な製法・技術・製造施設、歴史文化等の「地域の宝物」の付加価値を付す等の取組が行われている。

## ウ 観光の振興

観光振興では、寒霞溪やオリーブと瀬戸内海景観、小豆島遍路等の巡礼文化等のコンテンツを活用するため従来の魅力維持と磨き上げとともに、観光客に対応するため、便益施設や看板、観光ボランティアガイド等の整備を行っている。

特筆できるものとして、「醬の郷」の取組がある。これは、醤油醸造等に関連した登録有形文化財（建造物群）が狭いエリアに集中し独特の景観を形成していることから、小豆島町商工会が中心となって、これを面的にまとめて「醬の郷」として設定し、観光資源として活用しているものである。平成23年（2011）には、景観を大切に守り、育み、観光に活かすなどその価値を高め、誇りと愛着をもって次の世代に引き継ぐことを目的とした「小豆島における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例」を制定し、景観をは



図 4-8 醬の郷の取組  
（ひしおロードパークの整備）



はじめとした地域の魅力ある資源の保全と活用に取り組んでいる。令和4年度(2022)には、「醬の郷」の中核の一つである苗羽地区の県道沿いに整備しているポケットパークを改修し、「ひしおロードパーク」として産業と地域交流が生まれる拠点を整備した。

近年においては、離島振興を目的とした瀬戸内国際芸術祭(平成22年(2010)から3年おきに開催)や現代アート(「芸術文化のまちづくり条例」)の取組がある。これは、島の伝統的な文化や景観、建造物等について、現代アートを通じた視点から見つめることにより、新しい地域の魅力を創出するもので、神懸山(寒霞渓)(国名勝)や中山の舞台(国重有民)、登録有形文化財(建造物)を活用した実績がある。

令和元年度(2019)に認定された日本遺産「知ってる!? 悠久の時が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～」では、大坂城普請にかかる大坂城石垣石丁場跡 小豆島石丁場(国史跡)から、その後の採石に関する遺跡、石材利用のあり方のわかる池田の栈敷(国重有民)や関連する習俗風習等を幅広く捉えて、ふるさと学習や観光等の分野での普及啓発事業を行っている。

## エ 農林水産業の振興

本町では、オリーブや果樹や花き類、漁業等の農林水産業が活発に行われている。中でもオリーブは、小豆島を代表する農産品で、日本をリードする産業である。近年は、オリーブオイルのブーム等により他地域でのオリーブ栽培が盛んに行われるようになったことから、競争力の強化のために「オリーブトップワンプロジェクト」として、研究開発、人材育成、高付加価値化、イメージ戦略、地産地消等の分野で、重点的に振興が行われている。

中山千枚田は、棚田遺産に選出される日本を代表する棚田で、地域住民の生業に根差した景観が残る。過疎や高齢化により後継者不足となり荒廃と離農が進行し、存亡の危機に立たされている。

町では、平成25年(2013)に、地元と共同で小豆島町中山棚田協議会を設置し、農道・水路・用水等の生産基盤の整備、観光ルートや販路拡大等の地域資源の活用、耕作ルール整備や災害復旧等の保全の取組など、千枚田を後世に伝えるための活動を行なっている。



図4-9 日本遺産の取組  
(日本遺産ガイドの育成研修)



図4-10 オリーブトップワンプロジェクトの取組  
(少量オリーブ採油事業)



図4-11 棚田振興の取組(千枚田の耕作体験)

## オ 地域団体等の活動

地域では、自治会や公民館等を中核として「地域の宝物」を活用した活動が展開されている。

地域によって取組に差があるが、西村公民館の西村誌を読む会の「西村の野を歩く―史跡と伝承を訪ねて―」（平成13年（2001））や安田公民館文化厚生部の「ふる里歴史散歩」（平成29年（2017）改訂）等の地域の魅力についてレクリエーションを通じて感じられる冊子の刊行事業や、安田公民館の安田おどり（県無民）をアレンジした「安田おどりのなサンバ」の普及や、地域内を歩く苗羽公民館の「馬木・苗羽を歩こう『いち・に・さんぽ！』」等、地域の魅力の再発見を目的としたウォーキング大会等も行われている。



図 4-12 地域の取組（西村地区健康ウォーク）

また、民間の団体においても、調査研究や会員の見識を活かした活用が取組が行われている。地域の子どもたちを対象とした小豆島狛犬探究会の「こまいぬさんぽ」（地域の狛犬探訪）、小豆島自然観察会の「自然観察会」（季節ごとの自然の魅力体験）などは盛んに行われているほか、学校での朝読書の時間を活用した「読み聞かせの会」の行う郷土史等の紙芝居上演や、卒業して島を出る高校生に島遍路の体験をさせる「卒業遍路」等、様々な取組が行われている。

その他、地域の清掃活動や町おこし活動を行なっている小豆島町青年団のほか、安田青年団（安田）、あきゅきゅクラブ（福田）、んごんごクラブ（坂手）、ひしお会（馬木）等の個別の地域振興を担う団体が組織され、景観保全や祭礼振興、「地域の宝物」を活用した活動が行われている。

## 第2節 「地域の宝物」の課題

これまでの取組を踏まえ、以下のとおり保存、活用、人材育成の面から課題を捉える。

### （1）「地域の宝物」の保存の課題

#### ① 「地域の宝物」の把握

本町では、町が主体的に実施した調査は少ないものの、住民の主体的な把握作業、県・大学や研究機関と連携した調査が実施されており、概ねすべての文化財類型をカバーしている。また、本計画の作成過程において、「地域の宝物」ワークショップや刊行物・調査成果物等から収集を行い、「地域の宝物」を集約することができた。

しかし、石碑や神社・祠調査等の基礎的な調査を行ってきた旧内海町と、調査が十分に行われていない旧池田町の取組や認識の差による把握具合の格差や、文化財調査の種類の偏りがあり、小豆島を特徴づける霊場、採石、祭礼などの分野において、未だ価値の顕在化ができていない等、町内の「地域の宝物」を総合的に把握できているとは言い難い。「地域の宝物」の積極的な保存・活用を検討するにあたり、関係団体と連携しながら今後も継続した把握作業の実施を検討する必要がある。

また、特徴的な「地域の宝物」であると広く認識されつつも価値づけが十分にできていないものが多数存在している。これらを保存・活用するにあたって、本質的な価値を理解せずに事業を行うことで、価値



を喪失する恐れがあるため、大学や博物館等の学識経験者との連携の上、文化財調査を丹念に行う必要がある。調査にあたっては、行政のみの情報収集で終始しないように、関心のある住民に協力を求める等、住民と協働した文化財調査を行うかが課題である。

## ②「地域の宝物」を後世に伝えるための課題

### ア 文化財の指定登録の推進

把握・調査を行った「地域の宝物」について、町の歴史文化を語る上で欠かせないもの、かつ重要なもので保存の措置が必要なものについては、指定や登録等による保護を行い、保存・活用を図っていく必要がある。また、本計画の作成により、町並みや景観についても、重要な「地域の宝物」として把握することができた。今後これらの保存・活用を進めていくため、観光や農業等の地域振興や都市計画等の各分野とも連携しながら施策を検討する必要がある。

### イ 文化財の保存整備の推進

町内に多数存在する既指定等の文化財についても、本質的な価値を認識した上で、価値が損なわれないように、計画的に保存・整備を行う。合わせて、保存・整備事業や日常管理を行う事業者の負担を軽減するための補助金についても検討し、適切な文化財保護を促進することが大きな課題である。また、本質的な価値が失われないような保存修理・記録作成のための技術支援や学識経験者の紹介等の相談窓口の設置、文化財所有者と行政を繋ぐ文化財保護指導員等、多方面から所有者等の保存修理活動への支援など、財政支援以外の支援を検討したい。

指定から相当期間が経過している文化財については、時間の経過とともに、本質的な価値や重要さが忘れ去られてしまうことが懸念され、文化財の保存・活用を進めていく中で大きな課題である。既指定等の文化財であっても、価値の再検討を行い、必要に応じて個別の文化財の計画策定を検討して、より効果的な保存・活用の推進を図る必要がある。

### ウ 町有資料の受け入れ体制

現在の町有資料は、旧民俗資料館の収集資料のほか、寄贈されたものも多数含まれる。今後、地域の担い手が減少していく中で、資料寄贈の希望が増加することが予想されるため、収蔵場所や受入ルール作り等の整備が課題である。

また、民俗芸能や災害体験等の無形の「地域の宝物」を記録として継承していくため、映像記録や音声等のデジタル媒体での資料保存を検討する必要がある。

### エ 「地域の宝物」の防災・防犯への課題

小豆島は、地質的・気候的な特色から土砂崩れや河川池沼などの決壊などの災害が発生しやすく（昭和49年災害（1974）・51年災害（1976））、砂州や埋立地が多く海拔も低いことから高潮の被害も想定され（平成16年台風による高潮（2004）ほか）、島内には自然災害伝承碑も数多く伝承される。また今後30年以内に70～80%の確率で発生と言われる南海トラフ地震も想定されており、地震や津波等の大規模災害に見舞われる可能性がある。災害発生後に円滑に対応を行うとともに、災害時の文化財への影響を減らすための取組が必要である。また近年では、火災による文化財の焼失や、美術工芸品の盗難も



問題となっており、日常的な文化財の保存管理が大きな課題となっている。

現在町では、指定文化財の防火対策（自火報設備・消火設備）や防犯設備の設置の助成を行っているが、相談のあった文化財への対応のみとなっており、これらに十分に対応できているとは言い難い。

今後、文化財の被災・盗難を想定しながら、防災部局や消防・警察などと連携しながら防災・防犯対策を進めるとともに、災害が発生した際には、円滑に対応できるように関係部署との役割分担や、連絡・支援体制を明確化させ、災害時の文化財等の救援マニュアルや文化財リスト（記録カード）を整備することが求められる。合わせて、自然災害伝承碑や災害伝承などの記録の保全を検討する必要がある。



図 4-13 昭和 51 年災害の伝承碑  
(三都・谷尻地区)

## (2) 「地域の宝物」の活用の課題

### ① 「地域の宝物」の発信の課題

本町では、活用に資する文化財や日本遺産の構成文化財等の限られたものを除けば、指定等文化財であっても価値の情報発信が十分にできておらず、住民の「地域の宝物」への認知度が低いことが大きな課題として挙げられる。この状態では、「地域の宝物」が知られず埋もれていってしまい、滅失する恐れもある。令和 3 年度（2021）には、町内で登録有形文化財の解体撤去事案も発生したことから、改めて文化財に対する住民の認識の向上を図ることが大きな課題として挙げられている。

発信にあたっては、展示や現地公開等で現物に触れる機会を創出するとともに、文化財や産品のもつ価値や魅力について、文化財や関連文化財群が伝える小豆島ならではの歴史文化（ストーリー）や、日本遺産のような周辺地域に広域的に存在する特徴とも関連させ、わかりやすく、関心を持ちやすい形で情報を発信する必要がある。また町有資料や図書館資料展示室等の活用についても検討していきたい。

### ② 「地域の宝物」の地域・観光・産業の各分野での活用の課題

本町では、各分野において「地域の宝物」を活用し、地域の活性化に関する取組を行っているが、関係者間で十分に連携が図られていない。各分野とともに十分に連携を図り、情報交換を行いながら、地域、観光、産業の分野において効果的に活用を推進する必要がある。

地域活動での活用は、「地域の宝物」の保存・活用にあたって必要不可欠なものであるが、地域住民が「地域の宝物」の大切さをいかに認識し、自発的な活動へシフトできるかが大きな課題である。実施にあたっては、地域住民や地域団体の自発的な「地域の宝物」活用への取組や、公民館活動での「地域の宝物」の活用の促進等を検討する必要がある。また本町では、地域ごとに取組や意識の差などがあることから、これらの差を埋める必要がある。

観光面での活用は、いかに島の魅力を観光客に伝え、島のファンを増やすかが大きな課題である。ユニークベニューや映画などの映像媒体等を用いた定番観光地の魅力増進のための整備・情報発信と、新しい「地域の宝物」へ誘導するためのルートの設定、生活生業が結びついた文化的景観等での観光のための

ルールや環境整備が必要である。

産業面での活用は、地場産品に文化財的な視点でいかに付加価値を付して、産業の振興を図るかが大きな課題である。実施にあたっては、関連文化財群等によるストーリーの付与や、体験機会の創出等を検討する必要がある。また近年においては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢による原油や物価などの高騰が追い打ちをかけるように深刻な状況が続いている。今後はポストコロナ等を見据えて、販路開拓等を主体に取り組む事業者への支援を強化する等、地場産業の振興を図る必要がある。

### **(3)「地域の宝物」の人材育成の課題**

#### **①地域の担い手と技術継承の課題**

##### **ア 人材育成**

「地域の宝物」の保存・活用は、これを支える人々の活動が必要不可欠である。現在本町においても、少子高齢化によって人口が減じており、地域の力は着実に弱まり、「地域の宝物」の継承が危うくなる。この時代の流れにおいて、後世に続く人材を育成することが最も重要である。

人材育成にあたっては、現在地域を支えている地域の人々に、「地域の宝物」の大切さを理解してもらい、地域内で引き継いでいくと同時に、町の将来を担う子どもたちにどのように「地域の宝物」を伝えていくかを検討することが必要である。また、観光客等の外の人に対して、「地域の宝物」の魅力を語ることのできる人材の育成も必要である。

これらの実施にあたり、一部の文化財ファンのみが対象となるのではなく、地域住民を対象として関わりを持つ必要があること、学校と連携した主体的かつ効果的なふるさと学習の仕組みを考える必要があること等の課題がある。

##### **イ 技術継承**

特に無形の「地域の宝物」は、支えている地域の人々の技術・記憶によって保存され、次世代に引き継がれる。特に、民俗芸能や伝統行事における唄、踊り、楽器、作法、道具の作り方・組立方、伝統産業製造や工芸品製作のための技術は、その最たるものである。これらが失われると、復活することは困難であるため、語り継ぐとともに、記録を作成する等して、継承していくための仕組みづくりを検討することが必要である。